

# **第 4 次 胎内市行政改革大綱**

**令和 4 年度～令和 8 年度**

**令和 4 年 3 月**

**胎 内 市**

# 目次

|   |          |
|---|----------|
| <b>1 これまでの行政改革の取組.....</b>                | <b>1</b> |
| <b>2 第4次行政改革大綱の目指す方向性 .....</b>           | <b>2</b> |
| <b>3 行政改革の重点事項.....</b>                   | <b>3</b> |
| 1 『市民協働によるまちづくり』のための改革 .....              | 3        |
| 2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革 .....  | 4        |
| 3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革 ..... | 6        |
| <b>4 行政改革の推進体制等 .....</b>                 | <b>8</b> |
| 1 計画期間 .....                              | 8        |
| 2 実施計画 .....                              | 8        |
| 3 推進体制 .....                              | 8        |
| <b>資料編 .....</b>                          | <b>9</b> |
| 1 策定経過 .....                              | 10       |
| 1 - 1 策定体制 .....                          | 10       |
| 1 - 2 策定スケジュール .....                      | 10       |
| 1 - 3 行政改革推進委員会の概要 .....                  | 11       |
| 2 用語解説 .....                              | 14       |

※本文中で\*（アスタリスク）を付している用語は、「資料編 2 用語解説」で解説を加えています。

# 1 これまでの行政改革の取組

---

本市は、平成17年9月に中条町と黒川村の合併で誕生して以来、総合計画を策定してまちづくりを進めるとともに、第1次から第3次の行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んできました。

行政改革にあたっては、大綱に掲げる方針を着実に推進するための実施計画を策定し、市民で構成される諮問機関である「行政改革推進委員会」に毎年度進捗状況を報告し、提言を取り入れながら市民参画による行政改革を行ってきました。

平成29年度からの第3次行政改革大綱は、同年度から始まった第2次胎内市総合計画に定める本市のまちづくり実現に必要とする改革事項を盛り込んで策定され、5年間にわたって市民協働、行財政運営、組織体制に関する改革に重点的に取り組んできました。これにより、協働座談会の開催や、各種事業の見直し、クラウドファンディングによる事業資金調達や指定管理者制度の導入施設の拡大などを実施してきました。

## 【これまでの行政改革の概要及び主な取組】

### ■ 第1次行政改革大綱(平成19年度～平成23年度)

行政サービスの質を低下させることなく、行政の簡素化・効率化を推進

#### 《主な取組》

- 行政評価システムの導入
- 各種補助金・助成金の見直し
- 定員適正化計画の策定及び実施 など

### ■ 第2次行政改革大綱(平成24年度～平成28年度)

市民の視点に立った行政運営の推進、健全で効率的な財政基盤の確立、効率的で質の高い執行体制の整備を目指す

#### 《主な取組》

- ホームページのリニューアル
- 計画策定における市民の参画
- 指定管理者制度の推進と民間委託の導入
- 施策評価の実施 など

### ■ 第3次行政改革大綱（平成29年度～令和3年度）

市民協働によるまちづくり、選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営、総合計画の施策を着実に実施する組織体制の構築

#### 《主な取組》

- 協働座談会の開催
- 各種事業の見直し
- クラウドファンディングによる事業資金調達
- 指定管理者制度の導入施設の拡大 など

## 2 第4次行政改革大綱の目指す方向性

現在、本市では、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とする「第2次胎内市総合計画」に沿ってまちづくりを推進しており、令和4年度からは総合計画の基本計画に改定を加えた「第2次総合計画後期計画」によるまちづくりがスタートします。今後も本市を取り巻く人口減少と少子高齢化、市民の価値観やニーズの多様化・複雑化などによる諸課題に対応し、総合計画が目指すまちの姿を実現していくためには、これまで第3次行政改革大綱で取り組んできた改革の継続とさらなる推進が必要です。

そのため、総合計画の基本方針に連動した改革を目指して第3次行政改革大綱が掲げた3つの重点事項を引き継ぎ、第4次行政改革大綱においても、①「市民協働によるまちづくりのための改革」、②「選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営のための改革」、③「総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築のための改革」を、重点事項とします。

### 【「第2次胎内市総合計画」と「第4次胎内市行政改革大綱」の関係】

#### 第2次胎内市総合計画（平成29年度～令和8年度）

胎内市が目指すまちの姿と、これを実現するための計画

##### 【基本理念】（まちの将来像）

「自然が生きる　人が輝く　交流のまち　“胎内”」

##### 【基本方針】（基本理念を実現するための方針）

市民協働・選択と集中・未来への投資

推進

#### 第3次胎内市行政改革大綱（平成29年度～令和3年度）

#### 第4次胎内市行政改革大綱（令和4年度～令和8年度）

総合計画に掲げるまちづくりの実現に必要な改革事項

##### 【重点事項】

- 1 『市民協働によるまちづくり』のための改革
- 2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革
- 3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革

### 3 行政改革の重点事項

---

#### 1 『市民協働によるまちづくり』のための改革

市民協働（※1）によるまちづくりを進めるためには、地域が抱える課題を解決する過程において、地域の合意形成をもとに行政が市民・企業・N P O（※2）等多様な主体と協働して取組を行うことが重要です。

そのため、行政は市民の意向を的確に把握した上で目標を設定・管理し、その達成に向けた使命感を持ち、市民と協働しながら職務を遂行します。

##### （1）積極的な情報発信と市民との情報共有

協働を進めるために、市報やホームページ、S N S（※3）等、多様な手段を活用した積極的な市政情報の発信を行うとともに、市民の意向を的確に把握するための広聴の機会や、行政と市民が信頼関係のもとに真摯に意見を交換できる場をつくります。

###### 【主な取組】

- ①分かりやすい表現による行政情報の積極的な発信
- ②広聴機能・行政と市民との意見交換の機会の充実

##### （2）市民と共に進めるまちづくり

市民がまちづくりに参加しやすくするために、行政と市民の間で情報共有を基盤とした相互理解による信頼関係や協力関係を形成し、計画の立案やさまざまな事業の実施において、市民が協働・参画・参加できるような場をつくります。

また、行政と市民・企業・地域自治組織・N P O等の市民団体が、協働自体の認識やあり方に對して共通した考え方を持ち、お互いが理解し合い、地域課題を解決するためにそれぞれの立場を超えて取り組むことができる環境を整えます。

###### 【主な取組】

- ①施策形成における市民参画の機会の拡充・各種委員会等の公募委員の設置
- ②協働に関する研修会等の開催
- ③市民活動団体等の組織化支援
- ④自治会・市民活動団体等の活動支援
- ⑤市民と行政との協働事業の創出

## 2 『選択と集中及び未来への投資を理念とした行財政運営』のための改革

人口減少により市税が減少するなど財源の確保が難しくなっている上、老朽化が進むインフラや施設の維持・更新に係る経費、高齢化社会の進展に伴う社会保障費などが増大することは必至です。

そのため、限られた予算の中で重要度や優先度を十分に勘案し、必要な予算を効果的かつ効率的に配分し、事務事業についても職員一人一人がこれまで以上に徹底した問題・改善意識を持ちながら予算を執行します。

### (1) 行政目的をかなえるための予算編成

予算編成と行政評価を連動させることにより、選択と集中の理念に基づき必要に応じてスクラップ・アンド・ビルト（※4）を行いながら、限られた予算の中で効果的な配分を行い望ましい財政運営を目指します。

#### 【主な取組】

- ①財政の見通しに関する周知（職員一人一人の改善意識の高揚）
- ②事業計画に基づく長期的な予算管理
- ③行政評価を活用した事業の見直し（事業の廃止を結論づけられる体制づくり）
- ④補助事業の効果検証と見直し

### (2) 歳入における財源の確保

市税等の収納率の向上を図るとともに、未来への投資の実現に向けた財源の獲得のため、ふるさと納税、企業版ふるさと納税（※5）、クラウドファンディング（※6）等の活用にも取り組みます。

#### 【主な取組】

- ①市税等の収納率向上
- ②納付しやすい環境の整備（電子申請や電子納付の導入）
- ③遊休財産の利活用（売却や貸付など）
- ④市税以外の新たな財源の確保と拡充（ふるさと納税、クラウドファンディング等）
- ⑤受益者負担や給付金の妥当性検証と適正化

---

### **(3) 歳出における効率的な執行**

ある予算があるがままに執行するのではなく、コスト感覚を意識し、柔軟性を持ちながら、年度内においても効果的に行政目的にかなうよう執行します。

#### **【主な取組】**

- ①既成概念にとらわれない合理的で無駄のない予算執行
- ②費用対効果の検証（決算による事後評価）

### **(4) 民間活力の導入**

民間事業者等が持つ専門性を活用して効率的・効果的に行政サービスを提供できる事業について、民間委託・指定管理者制度、PPP（※7）／PFI（※8）やコンセッション方式（※9）等による整備・運営を検討します。

#### **【主な取組】**

- ①民間活力の導入推進（民間委託・指定管理者制度、PPP／PFI等）

### **(5) 公営企業等の健全経営**

第三セクターを含む公営企業等の経営の健全化を目指し、独立採算制の会計の原則に基づき、中長期的な視点に立った経営に取り組みます。

#### **【主な取組】**

- ①公営企業等の経営改善

### **3 『総合計画の全ての施策を着実に実施する組織体制の構築』のための改革**

総合計画に掲げる将来的なまちの姿を実現するために、行政課題に柔軟かつ的確に対応できる組織づくりと使命感を持ち主体的に行動する職員の育成を行います。

また、限られた職員数で多様化・複雑化する住民ニーズに対応できるよう、デジタル技術を活用した業務の効率化を推進します。

#### **(1) 総合計画の方向性に沿った組織づくり**

職員の個々の能力を最大限に生かしながら、必要に応じて複数の部署を横断するチーム等を編成するなどして、行政課題に対応します。また、働きやすい職場づくりに取り組みながら、組織力の向上につなげていきます。

行政評価を活用して個々の職員や担当部署が事務事業の改善を図りながら、第2次総合計画の実現に向けて成果を重視する行政運営を行います。

##### **【主な取組】**

- ①プロジェクトチームの構築
- ②職員数の管理と適正な人員配置
- ③働きやすい職場づくり（組織力の向上）
- ④行政評価の深化（成果や改善点をより具現化するための手法を検討）

#### **(2) 職員の資質向上に向けた取組**

行政サービスの質の向上を図るために職員一人一人の知識習得や能力開発が肝要であることから、学習の機会等を提供します。

また、人材を育成するためのシステム「人事評価制度」を機能的に運用し、職員の自己啓発と業務遂行能力の向上を図ります。

##### **【主な取組】**

- ①職員研修の実施
- ②職員による改善提案の活性化
- ③協働志向型職員の育成
- ④人材育成のための人事評価制度の充実

---

### (3) 自治体DXの推進による業務の効率化

国のデジタル・ガバメント実行計画に基づき、自治体DX（※10）を推進します。電子決裁システム等の導入による業務の効率化や、マイナンバーカードを活用した手続きのオンライン化等を進めることで、限られた職員数でも多様化・複雑化する住民ニーズに対応できるようになるとともに、市民の利便性の向上を図ります。

また、自治体DXの推進にあたっては、個人情報の厳重な取扱いを保持しながら進めます。

#### 【主な取組】

- ①自治体DXの推進
- ②個人情報保護・情報セキュリティ対策の強化

# 4 行政改革の推進体制等

---

## 1 計画期間

総合計画後期計画の期間とあわせて、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、必要に応じて適宜見直しを行います。

## 2 実施計画

行政改革大綱に基づく行政改革の取組を着実に実施するため、具体的な取組の計画を示した実施計画を策定し、毎年度進捗管理を行います。

## 3 推進体制

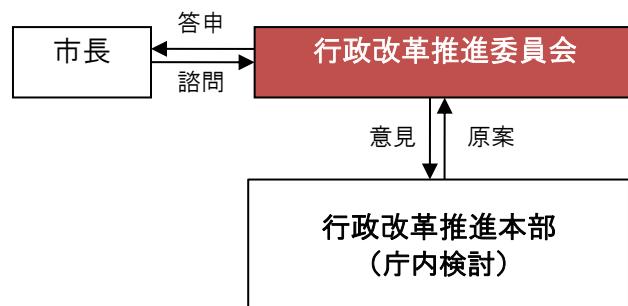
- (1) 市長を本部長とする「胎内市行政改革推進本部」を中心に職員一人一人が行政改革の必要性を認識して、全庁を挙げて行政改革を推進します。本部は、毎年度実施計画の進捗管理を行います。
- (2) 市民などで構成される「行政改革推進委員会」に実施計画の進捗状況を報告して意見などをいただき、「行政改革推進本部」で取組の改善に活かします。
- (3) 各年度の進捗状況は、市のホームページ等を通じて広く市民に公表します。

# **資料編**

# 1 策定経過

## 1-1 策定体制

第4次胎内市行政改革大綱の策定に当たっては、有識者、関係団体推薦委員、市民公募委員で構成される「行政改革推進委員会」が、市長からの諮問を受けて調査・審議を行い、その結果を答申しました。



## 1-2 策定スケジュール

| 日 程          | 会議名等               | 内 容                              |
|--------------|--------------------|----------------------------------|
| 令和 3 年       |                    |                                  |
| 12 月 21 日（火） | 第 1 回<br>行政改革推進委員会 | ・大綱の策定作業の進め方について<br>・大綱の策定方針について |
| 令和 4 年       |                    |                                  |
| 1 月 24 日（月）  | 第 2 回<br>行政改革推進委員会 | ・大綱策定について諮問<br>・大綱（素案）について審議     |
| 1 月 31 日（月）  | 行政改革推進本部会議         |                                  |
| 2 月 25 日（金）  | 第 3 回<br>行政改革推進委員会 | ・大綱（案）について審議                     |
| 2 月 28 日（月）  | 委員会答申              | ・大綱（案）について市長へ答申                  |
| 3 月 7 日（月）   | 行政改革推進本部会議         |                                  |

---

## 1-3 行政改革推進委員会の概要

### (1) 委員名簿（敬称略）

[任期 平成 31 年 3 月 1 日～令和 4 年 2 月 28 日]

|      |       |
|------|-------|
| 会長   | 今井和彦  |
| 会長代理 | 富澤佳恵  |
| 委員   | 榎本明子  |
| 委員   | 菅原卓也  |
| 委員   | 高橋勝栄  |
| 委員   | 成田武比古 |
| 委員   | 羽田啓史  |
| 委員   | 牧野恵   |

## (2) 諒問

胎 総 政 第 5 6 8 号  
令 和 4 年 1 月 2 4 日

胎内市行政改革推進委員会  
会 長 今 井 和 彦 様

胎内市長 井 畑 明 彦

第 4 次胎内市行政改革大綱の策定について（諒問）

第 4 次胎内市行政改革大綱の策定にあたり、胎内市行政改革推進委員会条例第 2 条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

### (3) 答申書

令和4年2月28日

胎内市長 井畠 明彦様

胎内市行政改革推進委員会  
会長 今井和彦

#### 第4次胎内市行政改革大綱について（答申）

令和4年1月24日付け胎総政第568号で諮問のあったこのことについて、当委員会で審議した結果、大綱案及び実施計画案は妥当と認めたので答申します。

なお、行政改革の推進に当たっては、下記事項に留意して取り組まれることを要望します。

#### 記

- 1 第4次行政改革大綱においても、これまで進めてきた行政改革のさらなる推進を図り、より一層の成果が実現されるよう努めること。
- 2 職員全体で改革の意識を共有して取り組むこと。また、実施計画に掲げる取組を毎年度着実に進めること。
- 3 市民と市役所が協働でまちづくりを行っていくために、市民に親しまれ信頼される市職員になるよう努めること。

## 2 用語解説

---

### \* 1 市民協働【P5】

協働とは、住民、NPO、行政、企業等、多様な主体がお互いの立場を尊重した対等の関係で、共通の目的を達成するために協力して活動すること。

### \* 10 自治体DX【P9】

自治体が担う行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性を向上させるとともに、業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの向上に繋げていくもの。

### \* 2 NPO【P5】

Non-Profit Organization の略。非営利組織や民間非営利組織の意味。利益を得て配当することを目的とする組織である企業に対し、福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力などの様々な分野で社会貢献を行うことを目的とする団体を指す。

### \* 3 SNS【P5】

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のウェブサイトおよびネットサービスのこと。（フェイスブック、ツイッターなど）

### \* 4 スクラップ・アンド・ビルト【P6】

予算の膨張を防ぐため、新規事業を行う場合は、それに相当するだけの既存事業を見直し、廃止・縮小を検討していくこと。

### \* 5 企業版ふるさと納税【P6】

企業が自治体に寄付をすると税負担が軽減される制度。

### \* 6 クラウドファンディング【P6】

群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語で、製品・サービスの開発、もしくはアイデアの実現などの「ある目的」のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ること。

### \* 7 PPP【P7】

Public Private Partnership の略。官と民がパートナーを組んで事業を行うという、新しい官民協力の形態で、従来地方自治体が公営で行ってきた事業に、民間事業者が事業の計画段階から参加して、設備は官が保有したまま、設備投資や運営を民間事業者に任せせる民間委託などを含む手法。

### \* 8 PFI【P7】

Private Finance Initiative の略。国や地方自治体が基本的な事業計画をつくり、資金やノウハウを提供する民間事業者を入札などで募る方法。

### \* 9 コンセッション方式【P7】

高速道路、空港、上下水道などの料金徴収を伴う公共施設などについて、施設の所有権を発注者（公的機関）に残したまま、運営を特別目的会社として設立される民間事業者が行うこと。